

# 農業集落排水施設の 今後について

地域説明会での説明内容

熊本市農水局農地整備課

# ①農業集落排水施設の現状

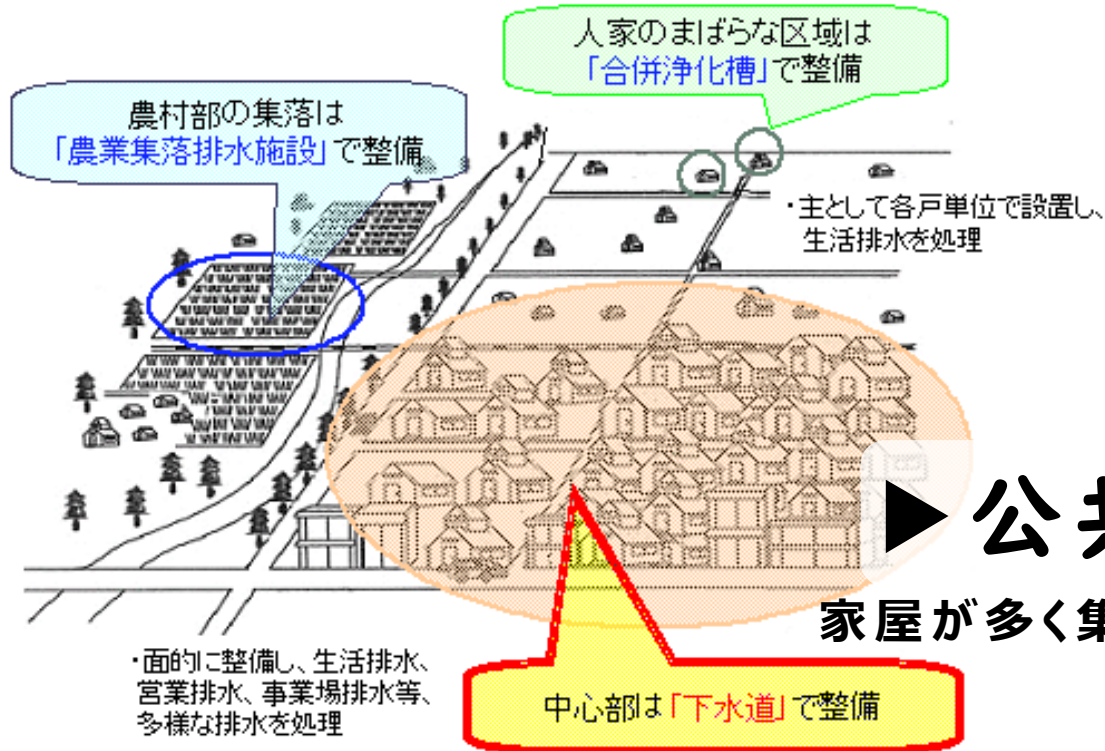
## 農業集落排水施設とは？

農村部の集落

市街地の周辺部など

### ▶ 農業集落排水

### ▶ 合併処理浄化槽



(図:国土交通省HPより)

3つの事業を推進し、生活環境の向上に取り組んでいます。

# 熊本市の汚水処理の状況

熊本市の人口と汚水処理

総人口	731,933
下水道区域内人口	702,548
農集区域人口	4,129
浄化槽等人口	25,256

平成30年度末（2018年度末）

下水道は上下水道局で管理し、農業集落排水は農水局で管理しています。

(別部署で同様の事務を実施)

# 農業集落排水施設の概要

施設名	供用開始年月	経過年数
田底中部	H 9年 11月 (1997年)	21
山東東部	H 12年 2月 (2000年)	19
塚原藤山	H 11年 4月 (1999年)	20
鰐瀬陳内	H 15年 4月 (2003年)	16

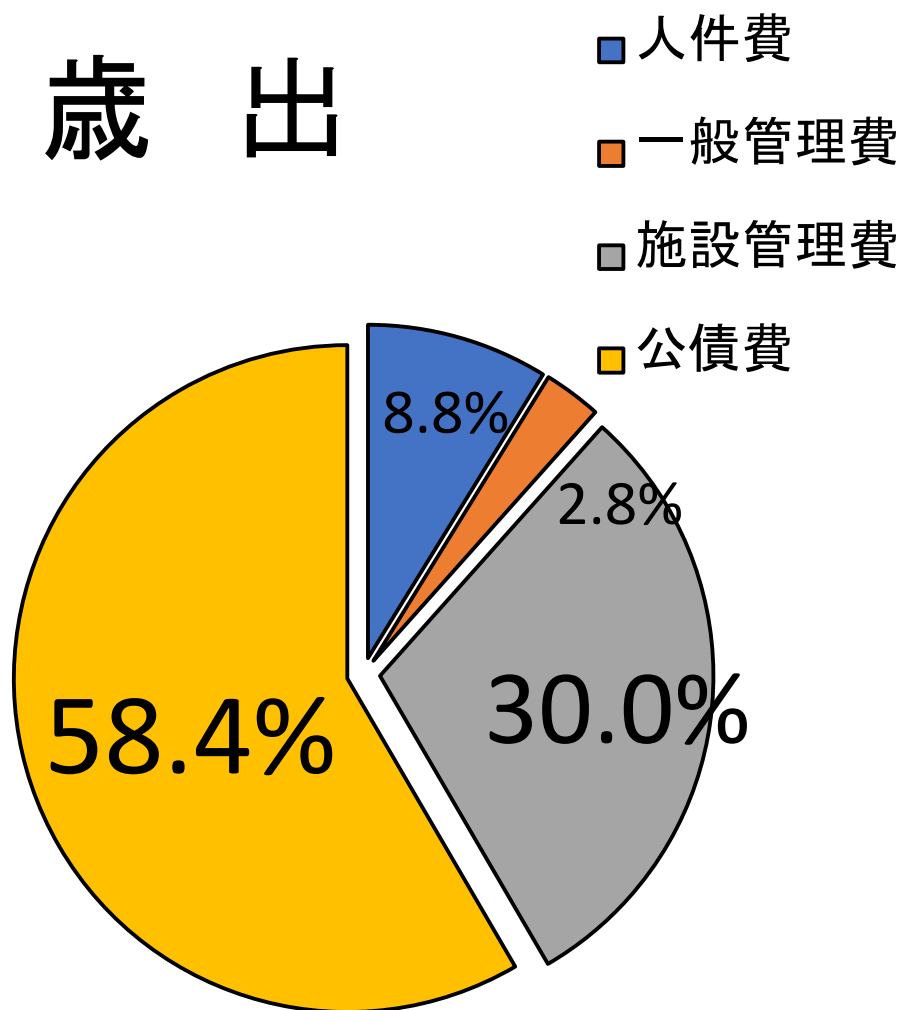
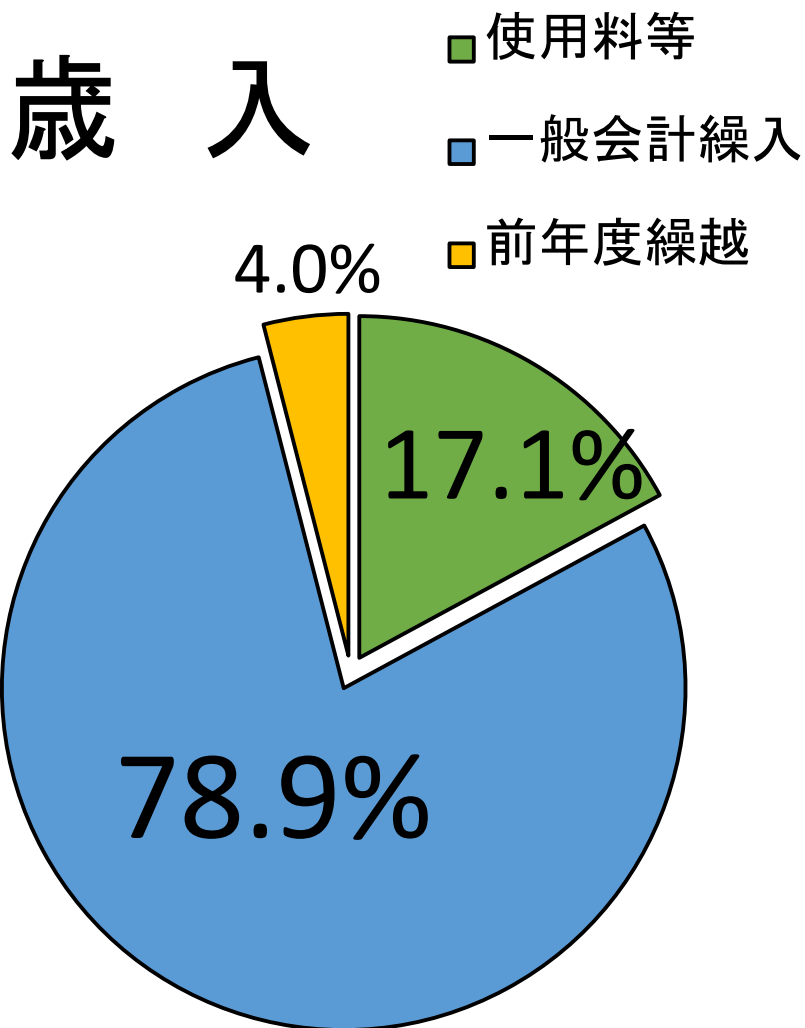
どの地区も年数が経過し、施設の老朽化が進んでいる。

# ①農業集落排水施設の現状

## 決算状況（2017年度）

※災害関係費用は除く

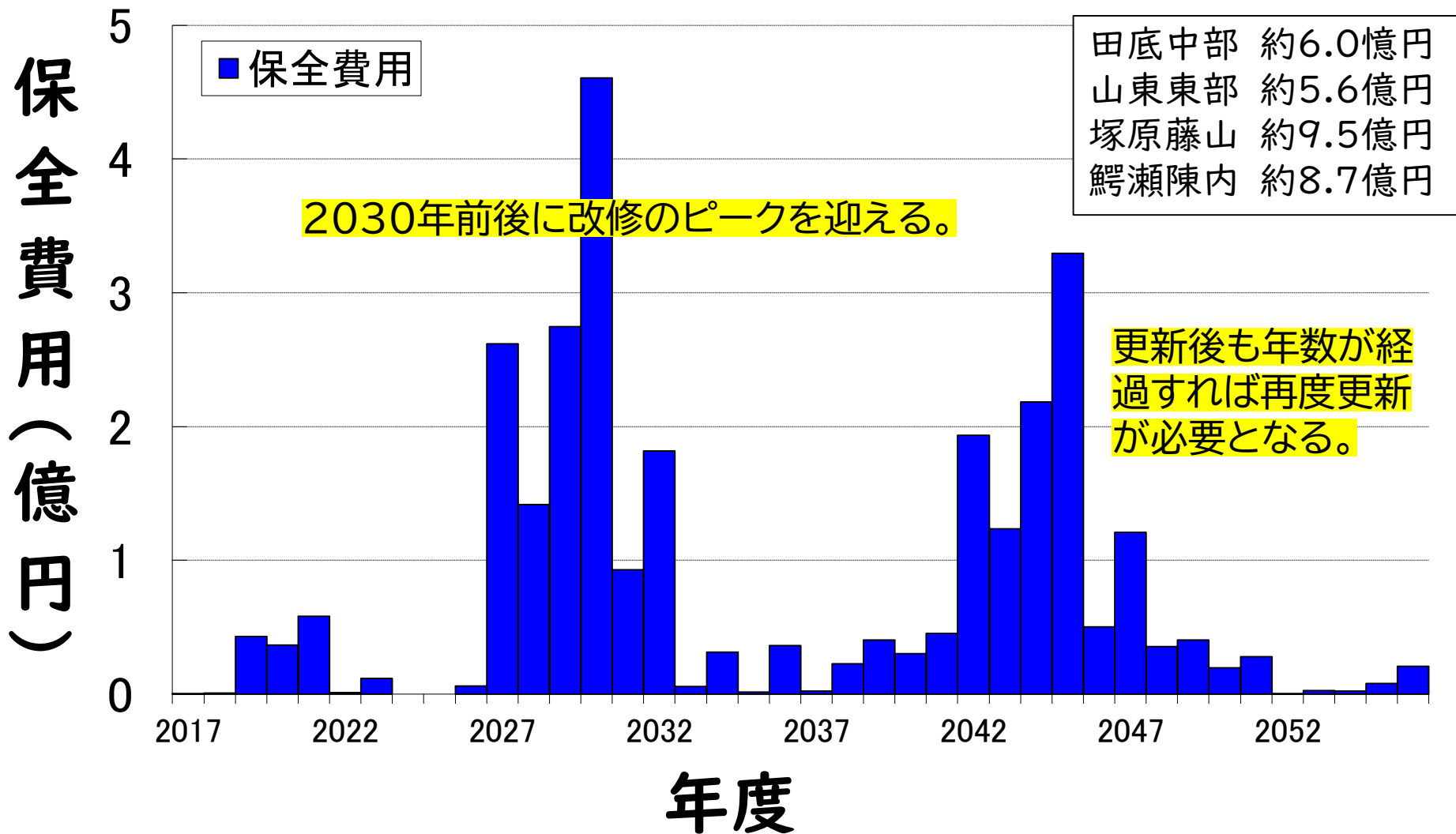
約1.8億円



受益者負担が原則ではあるが、使用料ではまかなえていない。

# ①農業集落排水施設の現状

## 施設の保全計画（40年間）



## 今後の見通し

人口減少による利用料金の減収  
老朽化した施設の保全費用の増大



**経営状況が悪化**

今後の維持管理の見通しを踏まえ、長期的に  
汚水処理施設の運営を続けていくためには・・・

# 経営状況を改善するためには

施設の維持管理経費を削減



そのため

- 公共下水道へ接続し、処理場を廃止
- 事業を移管 (効率的な事務処理・維持管理)

について検討している状況

※不明水対策、接続率向上などの課題解決が必要



# 台帳整備・不明水調査等への協力依頼

施設を上下水道局へ引き継ぐために

◆ 適正な維持管理を行うため

## 下水道台帳を作成

道路上のマンホールや公共柵の位置等を測定

公共柵の位置測定においては、**敷地内に立ち入る**  
必要があります。

調査中は**交通規制**を行います。

# 台帳整備・不明水調査等への協力依頼

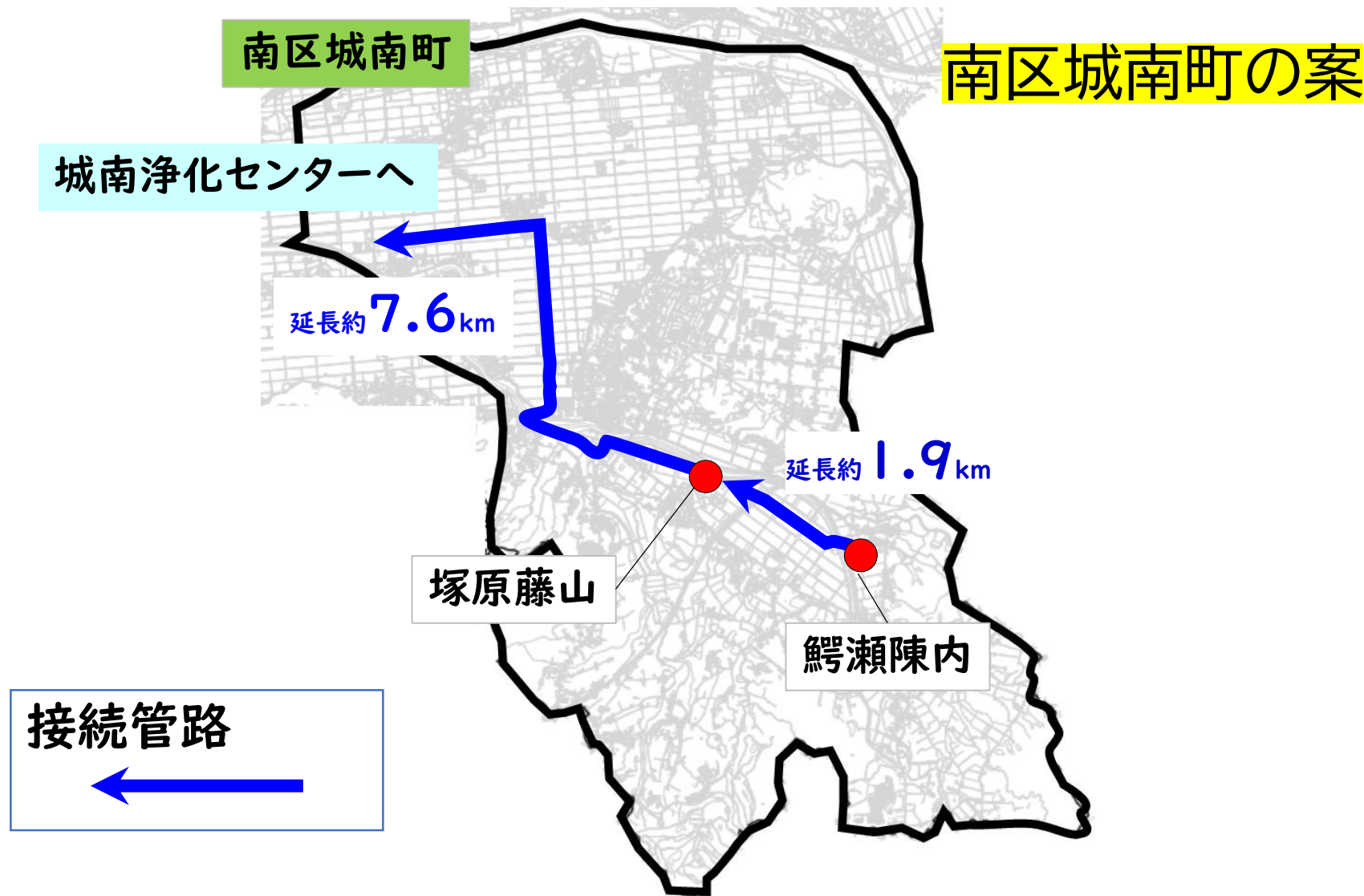
◆ 不明水を遮断するため、**管路内の調査等**を行います。

- 農業集落排水施設は、トイレ・風呂・台所の生活雑排水を処理するものですが、降雨時には晴天時の2倍以上の汚水が流れる状況です。
- どこから流入するか不明であるため、不明水と呼んでいます。

回覧板や必要に応じてチラシ等の配布により皆様へお知らせし、調査を開始します。

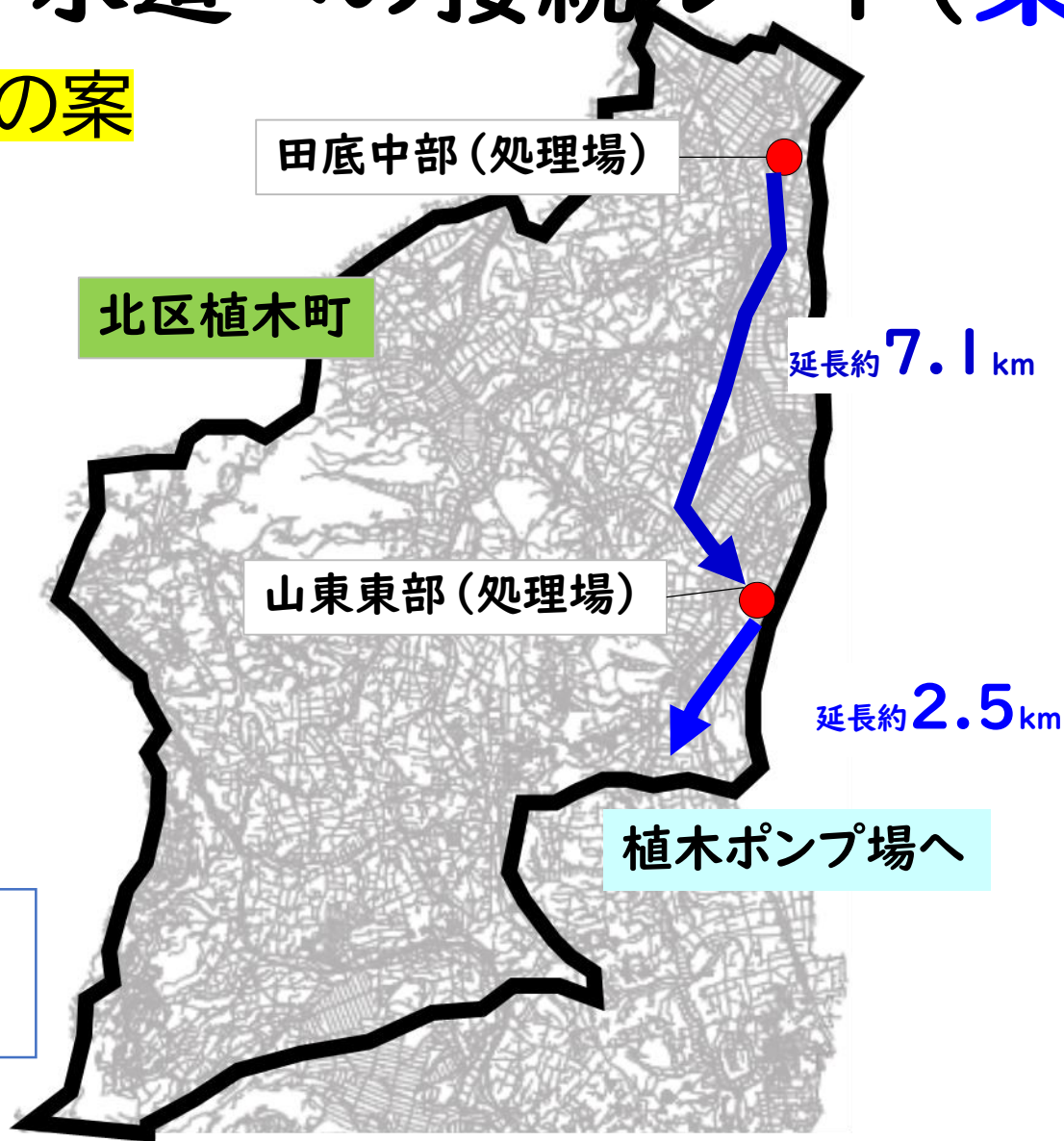
調査員は市が発行する身分証を携帯します。

# 公共下水道への接続ルート(案)

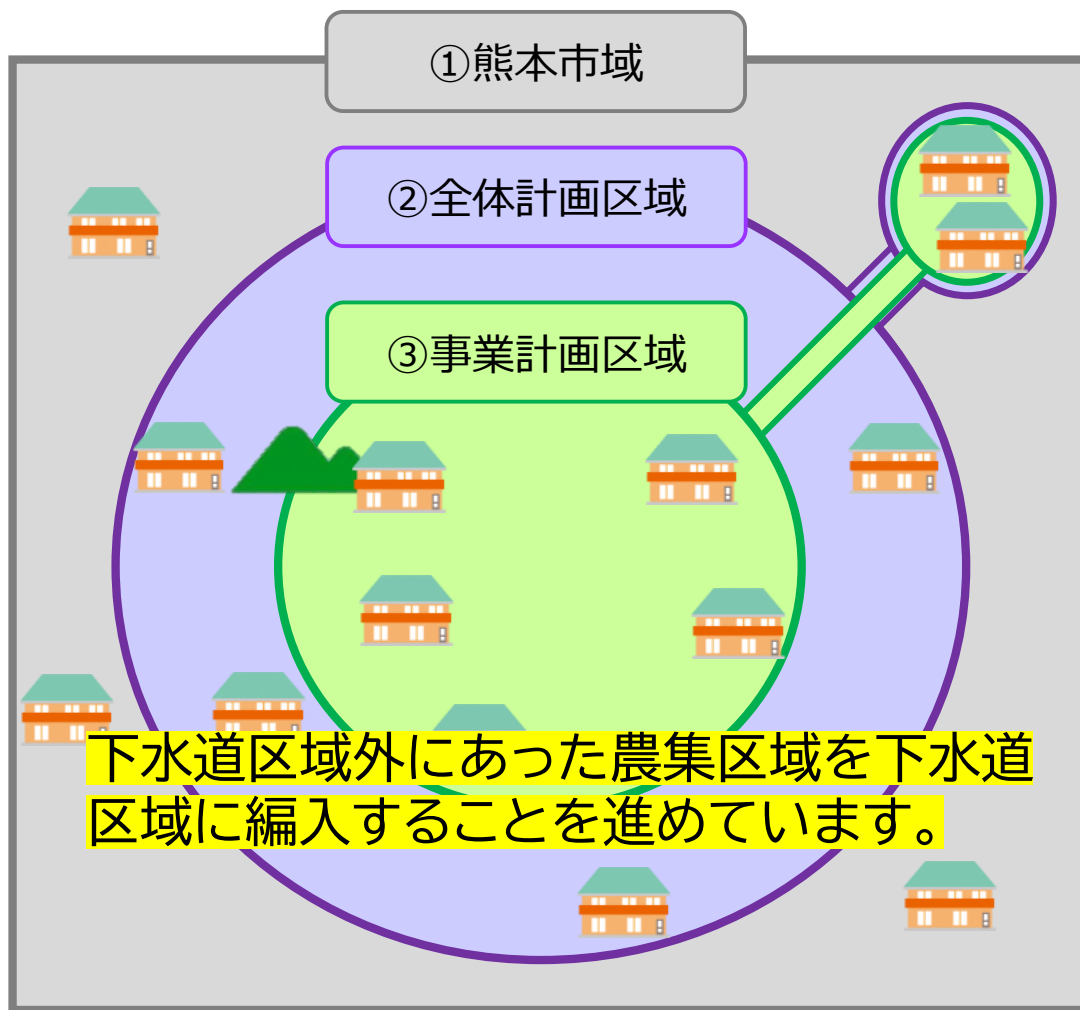


# 公共下水道への接続ルート(案)

## 北区植木町の案



# 生活排水処理施設のイメージ



① 熊本市域

合併浄化槽で対応

② 全体計画区域

下水道整備を将来的に行う区域

③ 事業計画区域

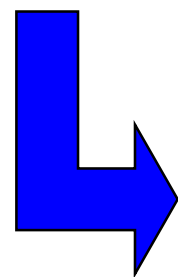
下水道整備を進めている区域  
(整備済を含む)



農業集落排水区域

# 公共下水道施設に接続するために

- 都市計画法、下水道法の手続きが必要



処理予定区域を

明確に設定する必要がある

# 処理予定区域の設定について

# 処理予定区域設定の基本方針

## 区域として設定する箇所

ホームページにより詳しい考え方を記載しています。

### ●現状の農業集落排水区域をベースとする

- **受益者**の土地(主に公共柵を設置された箇所)  
※更地や農地が含まれる場合がある
- 整備された**管路沿いの1筆**の土地について、  
現況で**家屋がある**箇所(公共柵未設置箇所を含む)
- 上記により、周辺を区域に囲まれた土地

## 区域として設定できない箇所

- 農業振興地域の「**農用地**」
- 現地の状況から**施工が困難な箇所**(道路より低いなど)



# 処理予定区域の設定について

都市計画法の下水道区域に設定されたことのみを理由に、建築ができるということにはなりませんので、ご注意願います。

例えば、農地であれば農地転用の許可、開発行為の許可などの諸手続きが必要です。

# 処理予定区域に設定することでの影響

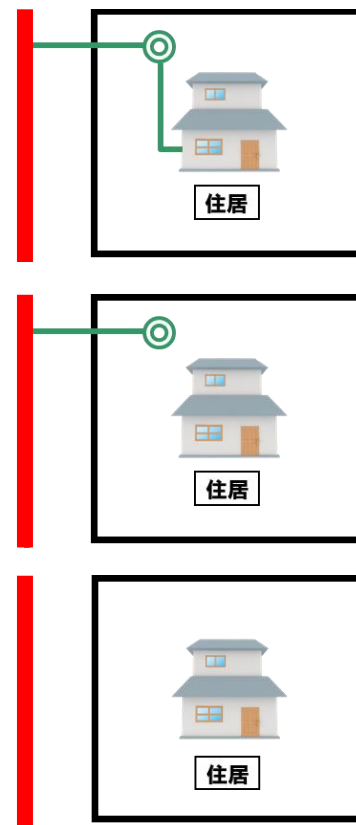
## 【利用中】

- 現在 農業集落排水施設をご利用中の方  
(休止を含む) ⇒ 影響ありません

## 【利用していない】

- 公共柵を設置済みで未接続の方
- 公共柵を未設置の方

※区域確認後に未利用者への説明を行います。



# 処理予定区域に設定することでの影響

- **受益者負担金**が発生

(利用者は受領済み)

- **接続義務**が発生

(利用者は接続済み)

- **使用料金**が発生

(利用者は支払い中)

影響は3つありますが、利用者は対応済みですので、影響がありません。

※区域確認後に**未利用者への説明**を行います。

# 処理予定区域の確認について

## チェックポイント

- 自宅の位置・所有地を確認
- 自己所有地が区域になっているか
- 区域内に未利用地があるか



未利用地がある場合⇒影響に関する説明をお聞きください

- 受益者負担金を支払ってある土地について、

その土地が区域に含まれているか(主に区域の端部)

※これ以降は

未利用者への説明

となります。

# 処理予定区域に設定することでの影響

【利用していない方】

● 受益者負担金が発生

● 接続義務が発生

● 使用料金が発生

現行制度  
でも同じ

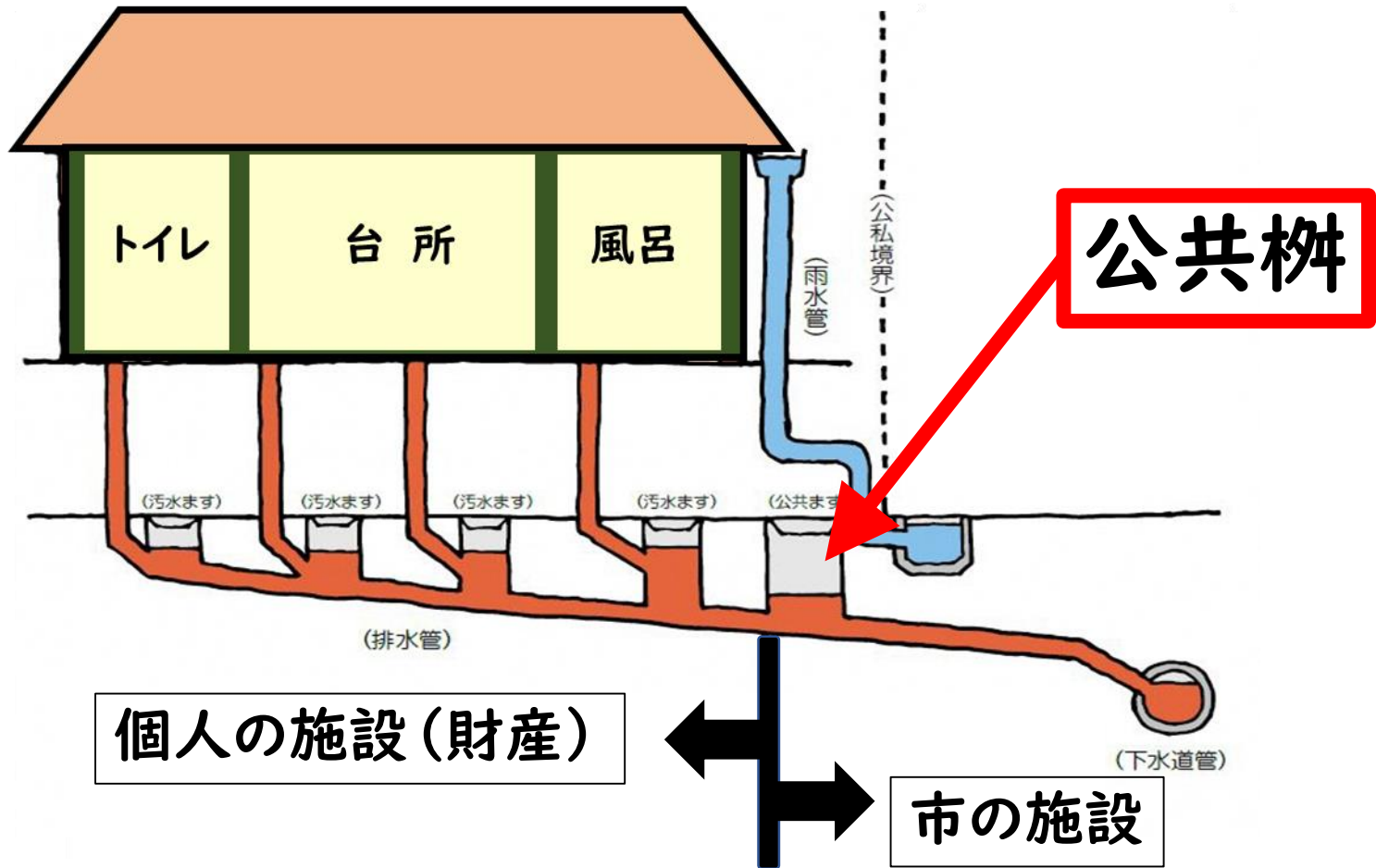
⑥ 区域設定に伴う影響について

# 施設移管後の影響

事業移管

項目	種別	農業集落排水	公共下水道
受益者負担金	柵あり	支払い完了(影響なし)	
	柵なし(北区)	柵設置の際 112,000円/世帯	柵設置の際 敷地面積(m <sup>2</sup> )×200円
	柵なし(南区)	柵設置の際 敷地面積(m <sup>2</sup> )×200円	
接続の取扱い	接続済み	工事は完了(影響なし)	
	未接続(柵あり)	速やかに接続	速やかに接続(接続義務) 汲み取り:3年以内 浄化槽:6か月以内
	未接続(柵なし)	新たに柵を設置した場合 速やかに接続(接続義務)	
使用料	接続済み	使用量により支払い(下水道使用料金と同じ)	
	未接続	接続後に使用料が発生	

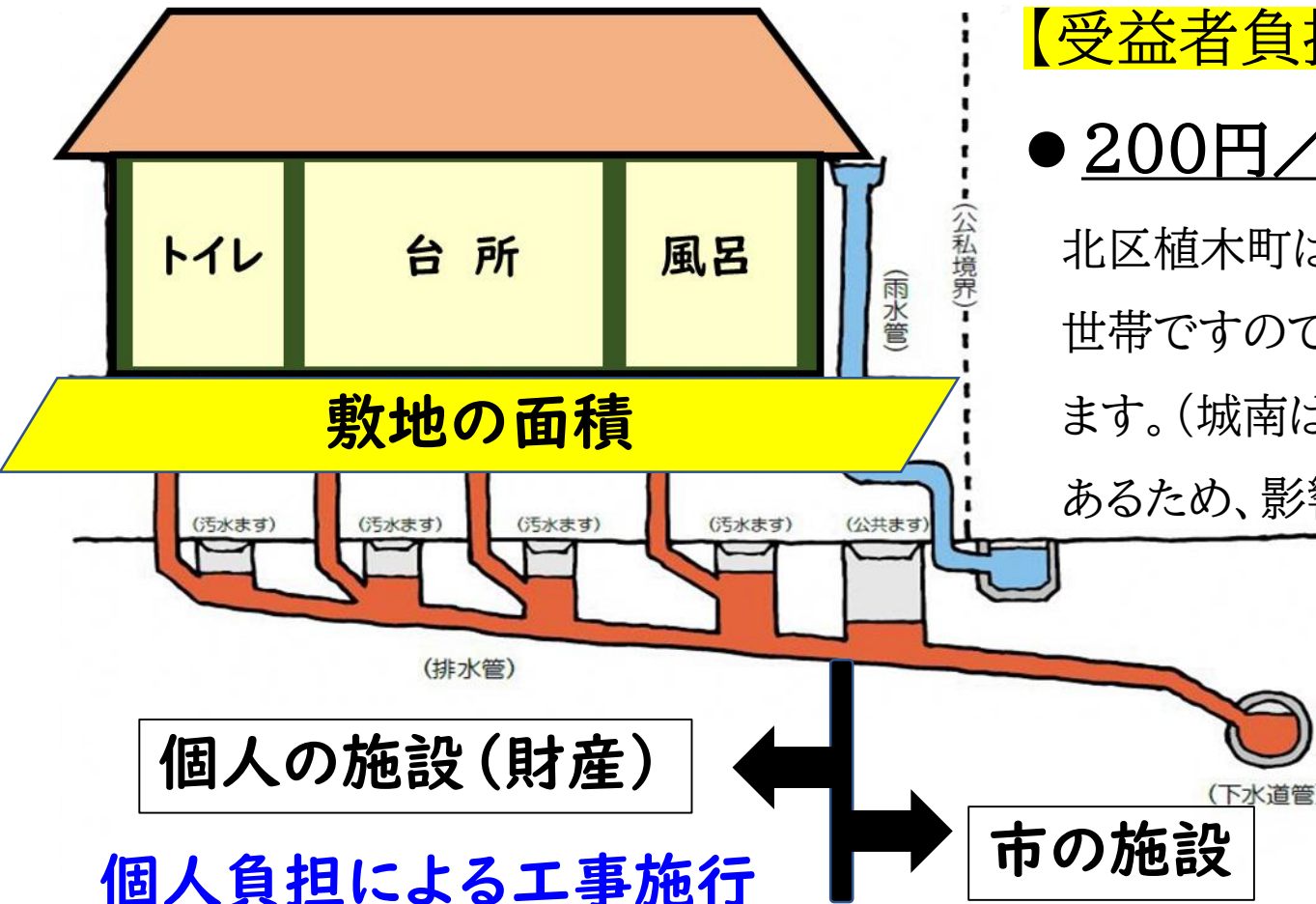
# 排水設備の概要





⑥ 区域設定に伴う影響について

# 受益者負担金 と 排水設備工事 (公共柵未設置者) (未接続者)



## 【受益者負担金】

- 200円/土地1㎡

北区植木町は、現行112,000円/1世帯ですので、移管後は変更となります。(城南は公共下水道と同額であるため、影響なし)

個人負担による工事施行

市が工事施行

## ⑥ 区域設定に伴う影響について

# 下水道使用料が発生（農集料金と同じ）

## 使用料金の目安

20 m<sup>3</sup> ⇒ 2,346 円（月額） ・ ・ 一般的な家庭

15 m<sup>3</sup> ⇒ 1,691 円（月額）

9 m<sup>3</sup> ⇒ 1,022 円（月額）

汚水の種類	使用料		
一般汚水	基本使用料	890.47 円	
	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	1 m <sup>3</sup> ~10 m <sup>3</sup> 以下	14.65 円
		11 m <sup>3</sup> ~20 m <sup>3</sup> 以下	130.95 円
		21 m <sup>3</sup> ~50 m <sup>3</sup> 以下	172.85 円
		51 m <sup>3</sup> ~200 m <sup>3</sup> 以下	209.51 円
		201 m <sup>3</sup> ~500 m <sup>3</sup> 以下	251.42 円
		501 m <sup>3</sup> ~2,000 m <sup>3</sup> 以下	293.32 円
2,001 m <sup>3</sup> 以上	340.47 円		
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	12.56 円	

令和元年10月1日

使用料金は、下水道施設の維持管理費に充てられます

# 接続のお願い

農業集落排水施設の利用ができる方  
(公共柵設置者・管路沿いの方)

公共下水道や農業集落排水施設は・・・

清潔で快適な生活環境を確保

川や海をきれいにする水質保全

水環境をよみがえらせる働きをしています。

川や海を守り、次世代につなげていきましょう。

**速やかに接続し、ご利用をお願いします**

説明内容に関する質問は  
以下のとおりお願いします。

熊本市農地整備課

メール：[nouchiseibi@city.kumamoto.lg.jp](mailto:nouchiseibi@city.kumamoto.lg.jp)

電話：096-328-2953